

島根県子ども計画（仮称）の現時点での考え方

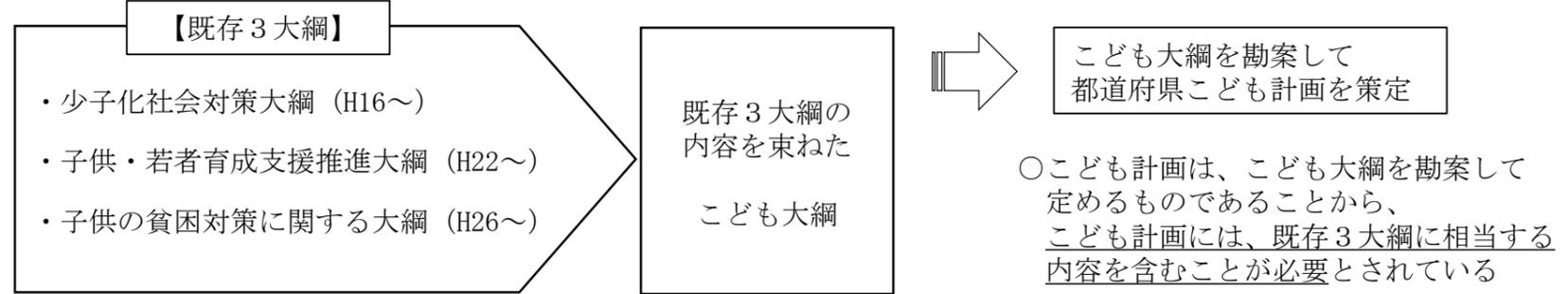
1. 背景

○ 令和5年4月 子ども基本法施行 → 都道府県における子ども計画策定が努力義務化

(法第10条第1項) 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画を定めるよう努めるものとする

○ 令和5年12月 子ども大綱の閣議決定

子ども大綱は、これまで別々に作られてきた3つの大綱（右参照）を1つに束ねて、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの



2. 本県における、既存3大綱を踏まえた県計画の現状

県計画の名称 (法定上の名称)		計画の根拠法 (策定:義務or任意)	関連する大綱	現行計画 期間	計画策定等にあたり意見を聴く会議体	設置 根拠
しまねっ子すくすくプラン（すくすくプラン）						
①次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	(任)	少子化社会対策大綱 (子供の貧困対策に関する大綱)	R 2～6	子ども・子育て支援推進会議	条例
②子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	(義)				
③ひとり親家庭等自立支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	(任)				
しまね青少年プラン（青少年プラン）						
④子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	(任)	子供・若者育成支援推進大綱	R 4～8	島根社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会 (子ども・若者支援地域協議会) ※	条例 要綱
島根県子どものセーフティネット推進計画（セーフティ計画）						
⑤子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	(任)	子供の貧困対策に関する大綱	R 3～7	子どものセーフティネット推進計画策定委員会 (子どものセーフティネット推進委員会) ※	要綱 要綱

※下段（ ）内は進捗管理等、施策推進のための会議体

3. 島根県子ども計画の現時点での考え方（案）

(1) 「すくすくプラン」と「青少年プラン」「セーフティ計画」を一元化し、「島根県子ども計画」として策定する

- 県の子ども・子育て支援施策を包括的に定めている「すくすくプラン」と、「青少年プラン」「セーフティ計画」は記載事項の多くが重なっている
- これらをまとめてそれぞれの内容を含む一本の計画とすることで、総合的に本県の子ども施策を推進するとともに、「子ども大綱」に対応する一つの計画として県民にもわかりやすい計画となることを目指す

(2) 計画期間は 令和7年度～11年度の5年間とする

- 現行の「すくすくプラン」と同じく、次期島根創生計画と期間を一致させる
- 「すくすくプラン」の改定に併せて、他の2計画は現行終期を前倒して改定する（青少年2年、セーフティ1年前倒し）

○第5期しまねっこすくすくプラン策定スケジュール（案）

1 スケジュール

		令和5年度					令和6年度												
		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
審議	推進会議					①				①				②			③		④
	部会	少子化								①				②			③		④
		ひとり親								①				②			③		④
計画策定スケジュール					国指針改定		現行計画の評価		計画骨子案				計画素案			パブコメ案	パブリックコメント		計画確定
							必要に応じ市町村と協議												
【参考】市町村計画策定スケジュール		ニーズ調査					提供体制の確保方策検討												
							計画策定作業												

※必要に応じ部会を設置

2 審議事項

年度	令和5年度	令和6年度			
	第1回（①）	第1回（①）	第2回（②）	第3回（③）	第4回（④）
審議事項	1. 会長選出 2. 子ども・子育て支援の現状 3. 計画策定について 策定方針、スケジュール、調査速報	1. 会長選出 2. 部会長、専門委員任命 3. 現計画の評価・総括 4. 計画骨子案	1. 計画素案 2. 各施策の主要事業	1. 量の見込み（速報） 2. パブリックコメント実施案	1. パブリックコメント実施結果 2. 計画最終案 3. 次年度以降の会議について

こども基本法とこども大綱

こども基本法(1)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法(2)

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
（例）居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
（例）働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
（例）教育施策（国民全体の教育の振興など）
医療施策（小児医療を含む医療の確保・提供など）
雇用施策（雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など）

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども基本法(3)

基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

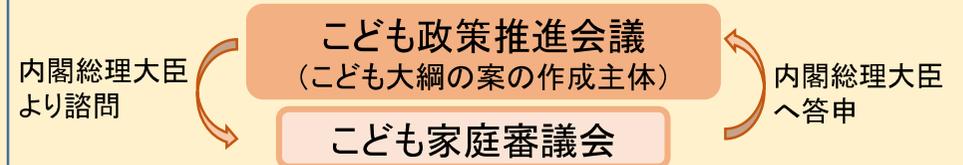
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的な内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。